

金融機関とTNFD提言

TNFD提言において、金融機関に求められる開示内容を踏まえて、今後日本の金融機関がとるべき対応を考える

本稿では、金融機関によるTNFD対応の必要性を改めて確認すると同時に、直近の2024年6月に更新された金融機関向け追加的ガイダンス（注）の内容を踏まえ、今後日本の金融機関が取るべき対応について解説します。

（注）2024年6月末、金融機関向け追加的ガイダンス（Ver.2.0）〔以下「本ガイダンス」〕がリリースされました。これは、2023年9月に公表された金融機関向け追加的ガイダンス（Ver1.0）を更新したものです。旧ガイダンス（Ver1.0）は、自然関連リスク・機会の管理と開示のためのTNFD最終提言（Ver1.0）の補完的（追加）位置づけで、最終提言や各種ガイダンス類で構成されるTNFDフレームワークの一部として2023年9月に同時公表されていました。なお、ガイダンスにおける「金融機関」とは、銀行・保険・アセットマネジャー・アセットオーナーおよび開発金融機関などを指しています。

原材料調達・生産・流通・販売など一連のバリューチェーンにおいて、自然と密接に関連する企業は、自社のビジネスモデルにおける自然資本・生物多様性（以下「自然」）への依存・インパクトを軽減・緩和するために、従来から環境保全や影響緩和などさまざまな取り組みを進めていた背景もあり、TNFDフレームワーク公表後も積極的に自然関連情報の開示を進めている印象があります。

一方、金融機関は、自社活動を通じた自然への依存・インパクトよりも、数多くの投融資先や保険引受先である企業などの事業活動を通じて、遥かに大きな自然への依存・インパクトを及ぼすと考えられます。したがって、金融機関は、このポートフォリオを構成する企業活動から生じる依存・インパクトを分析する必要がありますが、分析手法や分析に必要なデータソースの性質などが事業会社と異なり、より包括的な視点でアプローチを検討しなければなりません。そのため、TNFDに基づく情報開示に向けた対応のハードルは事業会社よりも高いと言えます。しかしながら、TNFD最終提言の公表を境に、自社活動や投融資ポートフォリオにおける自然関連課題（依存・インパクト、リスクと機会）の特定と評価をTNFDフレームワークに沿って「できたところ」から適時開示するケースが見られるようになりました。

本稿では、まず金融機関にとってTNFD対応がなぜ必要なのか、その背景を理解したうえで、金融機関向け追加的ガイダンスの内容を解説し、今後日本の金融機関が取るべき対応について解説します。



あずさ監査法人
金融アドバイザー事業部
シニアマネジャー
金 玉化

1. なぜ金融機関にTNFD対応が求められるのか

自然の損失の拡大を止め、可及的速やかに回復への軌道に乗せ、2030年までにネイチャーポジティブを実現する目標に向けて世界的な動きが加速するなか、企業や金融機関に対する貢献への期待はますます高まっています。ここではまず、金融機関がTNFD対応を求められている背景について解説します。

政策・法規制の強化

金融機関は経済社会を血液のように巡る資金の流れをコントロールすることで、持続可能な社会の形成に向けて、企業行動に変革を及ぼし得るという重要な役割を担っています。気候変動の分野においては、企業の移行計画に基づいた事業戦略や投資計画を支援することで、ネットゼロ経済の実現と持続可能な発展を促進しています。

自然関連分野においても、金融機関が自然関連リスクと機会を識別し対応することが重要であるという認識は、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）での昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択を受け、ますます高まってきました。COP15以降、2030年までの「ネイチャーポジティブ」の達成を目指し、日本を含む各国で国家戦略が順次策定されつつあり、資金フローを通じて経済を支える金融機関としての役割は、各国の国家戦略のなかでもその重要性が明示されています。

EUにおいては具体的な法規制の強化として、気候変動対策と生物多様性の保護を目的とした、森林破壊防止規則（EU Deforestation Regulation、EUDR）が発効・適用されています。金融機関が関連製品取引の金融支援を行う場合は、当該規則の要件を満たすことが求められ、森林破壊リスクを軽減し、持続可能な経済活動を促進する役割が期待されています。

国際的枠組みへの対応

多くの金融機関が参加している責任投資原則（PRI）などのイニシアチブは金融機関に対して、自然資本・生物多様性などを含むESGに配慮した投融資方針を策定し、取引先に対してエンゲージメントを行うことを求めています。金融機関は環境や社会に配慮した事業活動への移行を企業に促すなど、投融資先や保険引受先の企業への働きかけを通じて、自然資本や生物多様性の保全に間接的に貢献する役割や責任を求められています。また、CDPやSBTNといった自然関連イニシアチブなども、金融機関がこれまで進めてきた自然関連分野での取り組みについて、共通のフレームワークに沿った情報開示や目標設定を行うよう推奨しており、これらへの対応も金融機関の期待される役割や責任であると言えます。

投融資判断への組み込み

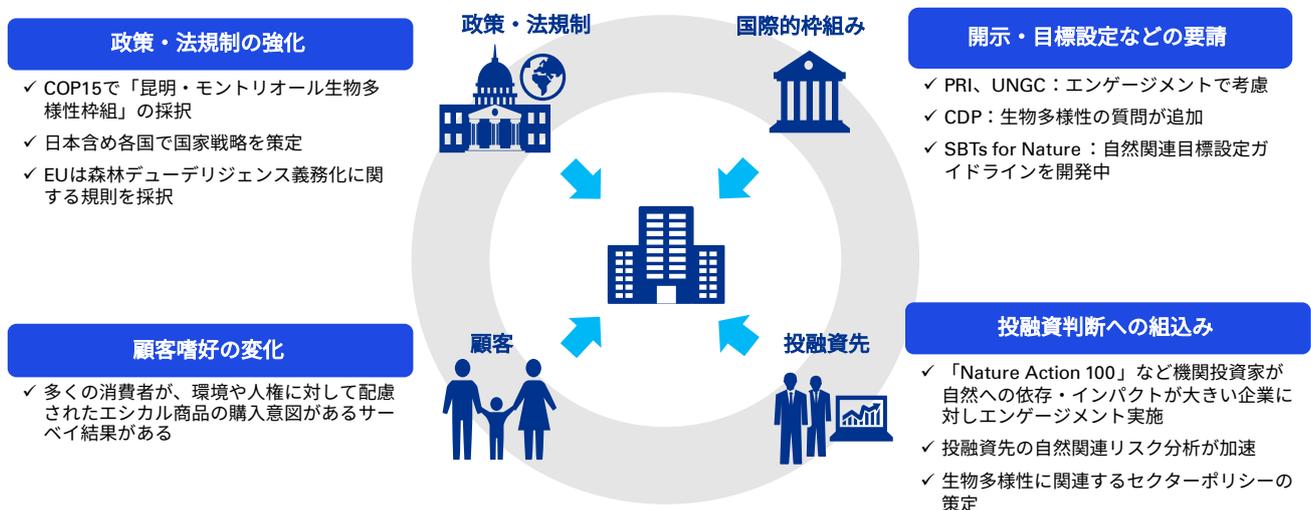
自然関連課題は、投融資や保険引受などの判断においても重要な要素となりつつあります。たとえば生物多様性の保全など自然関連課題に積極的に取り組んでいる企業は、環境リスクや規制の変化による負の影響を受けにくい傾向にあると考えられています。そのため、金融機関は投融資先や保険引受先などの事業が環境へ及ぼすインパクトやリスクを評価し、中長期的な視点での事業の持続可能性を慎重に考慮する必要があります。つまり中長期的なポートフォリオ運用の観点で、ポートフォリオを構成する企業群の自然関連リスクを正確に把握し、それらをセクターや個々の企業の将来性評価などの判断要素に組み込むことが求められ始めているのです。

顧客嗜好の変化

ソーシャルメディアが人々の日常生活に深く浸透した結果、消費者の意識や嗜好もこの数年で大きく変化してきました。つまり、ソーシャルメディアを通じて情報が広がるため、環境に関する問題や持続可能な生活スタイルについての意識も高まっています。一定数の消費者は、環境に配慮した商品やサービスを嗜好するようになり、また自然や生物多様性を考慮した取組みを行っている企業を肯定的に評価する傾向が伺えるようになりました。それは金融機関にとっても、自然や生物多様性に配慮した企業や事業へ積極的に投融資や保険サービスの提供を行うことが、ひいては金融機関にとっての主に個人顧客の期待に合致し、個人分野での中長期的なビジネス成長の可能性を広げると考えられます。この傾向は、若年層でより顕著に見られ、ある外国金融機関の調査では、世界の若者の多くはサステナブルな金融商品や投資に関心を持っているとの結果が報告されています。環境や社会に配慮した企業や商品への関心の高まりを踏まえ、金融機関はそれらの企業の持続的成長をサポートするような金融商品の開発と同時に、産業全体のサステナビリティへの取組みが一段と積極的に進むようイニシアチブを発揮することが期待されていると考えられます。一方で、金融機関としては、これらの変化を新しいビジネス機会と捉え、自己の成長に原動力に活かすことができると考えられています。

このような背景から、金融機関がネイチャーポジティブに果たす役割の重要性についての認識は高まっており、金融機関に対する自然関連課題に対する開示や目標設定についてのステークホルダーからの期待や要請も相応に高まっています。TNFDフレームワークは、投資家や金融機関、企業などの全ステークホルダーが利用できる、明瞭で、信頼性の高い、一定の要件を揃えた情報開示の枠組みです。金融機関は企業の開示した情報をもって、投融資先や保険引受先であるそれら企業とのエンゲージメントを行い、自社の自然・生物多様性関連のリスク・機会を特定・評価したうえで、ポートフォリオ構築や投融資戦略に生かすことが期待されています。

表1：金融機関によるTNFD対応が求められる背景



2. 金融機関向け追加的ガイダンスの概要

ここからはTNFDの金融機関向け追加的ガイダンスについて解説します。2024年6月末、TNFDウェブサイト上において、8つのセクター向けガイダンスと合わせて、本ガイダンスは公表されました。内容的には、オープンイノベーションアプローチに基づき、β版で議論され旧ガイダンス（Ver1.0）で示されたもの以外に、新たに今回加わった項目がありました。以下その変更点も含めて解説します。

金融機関向け追加的ガイダンス（Ver.2.0）（Link）の目的と構成文書

本ガイダンスは、さまざまな業種の金融機関（銀行、再保険・保険会社、アセットマネジャー、アセットオーナーおよび開発金融機関）に適用できるような内容となっています。さらに一部の開示推奨事項に関連して、本ガイダンスが特定の事業セクターにどのように適用されるかが示されており、金融機関によるエンゲージメントの対象となる企業にも重要な情報を提供していると言えます。

一方、金融機関に対しては、本ガイダンスに加えて全セクター向けガイダンスなどを併せて参照するべきとしており、また、本ガイダンスは投融資先などの企業単位のレベルで適用されることを前提としています。

本ガイダンスは、主たる重点分野として以下2つの章で構成されています。

- 第2章「推奨される開示（Additional guidance financial institutions on the recommended disclosures）」
- 第3章「開示指標（Additional guidance for financial institutions on metrics）」

また、ガイダンスを補足するものとして以下の2つの付属資料を含みます（ここでは省略）。

- セクターへのエクスポージャーに関する金融機関の中核開示指標の適用をサポートするための参照セクターのリスト
- TNFDの中核開示指標とEUのサステナブルファイナンス開示規則（SFDR）のサステナビリティに与える主要な負の影響（PAI）指標とのマッピング表

推奨される開示事項（4つの柱）

第2章“Additional guidance on the recommended disclosures”では、「ガバナンス」「戦略」「リスクとインパクトの管理」「指標と目標」の4つの柱に基づく推奨される開示事項を示しています。その内容については、β版からいくつか大きな追加や修正が行われたVer.1.0と比べると、今回は一部の軽微な文言修正のみで重大な変更はありませんでした。本ガイダンスがTNFD最終提言に対して、金融機関に向け、特に補足している項目を取りまとめたのが以下です。

表2： 4つの柱（ガバナンス、戦略、リスクとインパクトの管理、および目標と指標）における開示内容

開示事項	開示が推奨される内容（抜粋）
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> 自然関連課題における、関連する先住民族、地域社会およびインパクトを受けるステークホルダーとの関わりについて、投融資、保険活動、アドバイザーを通じてどのように考慮したか
戦略	<ul style="list-style-type: none"> セクター・領域のガイダンス（例えば、林業、パーム油など）やデューデリジェンス基準など固有の基準や政策が投融資、保険活動に制限を与えている場合、その内容 投融資の意思決定、保険引受、金融商品やサービスの開発、保有戦略、アドバイザーにおいて自然関連問題をどのように考慮しているか 最も重大な依存、インパクト、リスクと機会があると特定された顧客、投融資先企業、取引先に対する追加的なエンゲージメントやデューデリジェンスプロセスがあれば、その内容 金融機関の活動と関連する期間を考慮したシナリオ分析やその結果がリスク管理プロセスにどのように組み込まれているか シナリオ分析の種類、主な結論、限界、分析を考慮して行われた変更 優先地域の定義を満たす自社拠点の内容

リスクとインパクトの管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社活動および投融資ポートフォリオにおける自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を識別および評価する方法 ・ 自然関連のリスクを既存のリスク管理プロセスへどのように統合しているか ・ リスク管理部門が自然関連課題をどのように監視しているか ・ 投融資先等のステークホルダーとのエンゲージメント手法など
指標と目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社活動と投融資ポートフォリオにおける自然関連課題に対するグローバル中核開示指標および関連する場合の追加的開示指標 ・ 指標の前提条件および方法論 ・ 自然への依存とインパクトを評価し、管理するために用いる金融機関向け中核セクター指標 ・ 自然関連課題を管理するために用いる目標と実績

開示指標

第3章“Additional guidance for financial institutions on metrics”では、マテリアルな自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を特定、診断、評価、管理するために企業が使用する測定指標につき、金融機関のTNFD対応で開示すべき指標を示しています。

第3章の前段では、金融機関においては重要性の高い自然関連の依存とインパクト、またはリスクと機会が、自社活動よりもポートフォリオから生じること、そしてGHGプロトコルのような詳細な算定ガイドラインが存在しない自然関連分野の依存とインパクトのポートフォリオレベルでの算出に大きな困難があることが指摘されています。

本ガイダンスでは、その算出の困難さを踏まえて、金融機関は原則として本ガイダンスに加えてTNFD最終提言（Ver.1.0）、いわゆる全セクター向けガイダンスで示されている以下のカテゴリーの指標を開示対象として参照すべきとされています。

- グローバル中核開示指標：金融機関にとってのリスク・機会の指標とは、「自然関連リスクに起因する潜在的な損失を評価する指標（リスク）」と「自然関連機会を評価する指標（機会）」としています。また依存とインパクトの指標については、金融機関の直接操業から生じる依存とインパクトについてのものは重要性がある場合、開示が推奨され、ポートフォリオから生じる依存とインパクトについては、指標の開示は奨励に留まります。
- セクター別中核開示指標：金融機関向けには、「セクターへのエクスポージャー」と「要注意地域へのエクスポージャー」という2つの指標が明示されており、それぞれ総金額か比率などの指標の参考例が示されています。
- 追加的開示指標：金融機関は、自社に関係する限りにおいて、自社の重要な自然関連課題を示すために、自然の状態に変化を及ぼす要因（インパクトファクター）を指標として開示することも考えられます。そのほかに、具体例として欧州連合（EU）のサステナブルファイナンス開示規制（SFDR）が示した指標などを紹介しているほか、タスクフォースとしてはやや慎重な言い回しながらも、生物多様性フットプリントを指標とする可能性にも触れています。

金融機関にとっては、開示指標の分析に必要なデータの投融資先や保険引受先などからの供給がまだ十分ではない状況ですが、最終版のTNFDの公表までに実施されたパイロットテストにおいては、現状のデータベースやツールを活用することで金融活動における依存とインパクトを分析することは可能とされています。旧ガイダンス（Ver1.0）の付属資料2では、実際に金融機関が開示した事例をいくつか採り上げていますので、金融機関が新たにTNFD開示を目指す場合には、指標を含むこの事例が参考になると思います。

前述のグローバル中核開示指標の詳細については、[こちらの](#)まとめをご参照ください。

図表3：金融機関向けに適用される開示指標サマリー

指標	開示事項	開示が推奨される内容（抜粋）
グローバル 中核開示 指標	自然への依存 とインパクト (C1-C5)	<ul style="list-style-type: none"> 金融ポートフォリオについて、関連性があり可能であれば開示 自社活動については、開示は例外となると予想されるが、重要性がある場合のみ開示
	自然関連 リスク (C7.0-C7.2)	<ul style="list-style-type: none"> TNFD提言の付録1に含まれるリスクに関する以下のグローバル中核開示指標 <ul style="list-style-type: none"> 自然関連の移行リスク、物理的リスクに対して脆弱であると評価される資産、負債、収益および費用の金額（総額および割合） 自然に関連する負のインパクトにより発生した重大な罰金・過料・訴状の内容と金額
	自然関連機会 (C7.3-C7.4)	<ul style="list-style-type: none"> TNFD提言の付録1に含まれる機会に関する以下のグローバル中核開示指標 <ul style="list-style-type: none"> 自然関連の機会に対して行われた資本支出・投融資の金額（機会の種類別） 自然に対して実証可能な正のインパクトをもたらす製品・サービスからの収益の増加額と割合
セクター別 中核開示 指標	セクターへの エクスポージャー (FI.C0.0)	<ul style="list-style-type: none"> 重要な自然関連の依存やインパクトを有するセクターに対する財務的エクスポージャー <ul style="list-style-type: none"> （銀行）貸付高の絶対額または割合 （アセットマネジャー・オーナー）投資または保有資産の絶対額または割合 （再保険・保険会社）保険金総額の絶対額または総保険料または総保険金額に対する割合
	要注意地域への エクスポージャー (FI.C0.1)	<ul style="list-style-type: none"> 要注意地域（センシティブロケーション）で活動する企業への財務的エクスポージャー <ul style="list-style-type: none"> （銀行）貸付高の絶対額または割合 （アセットマネジャー・オーナー）投資または保有資産の絶対額または割合 （再保険・保険会社）保険金総額の絶対額または総保険料または総保険金額に対する割合
追加的 開示指標		<ul style="list-style-type: none"> フットプリント手法に基づく指標 EUのサステナブルファイナンス開示規則（SFDR）の主要な負の影響（PAI：Principal Adverse Impact）指標 生物多様性影響が懸念される地域において有害な活動又は調達を行っている企業へのエクスポージャー 生物多様性／自然関連の論争・事件が判明している企業へのエクスポージャーなど

3. 金融機関が取るべき対応と留意事項

2024年1月のダボス会議期間中に公表されたTNFDアーリーアダプターは、金融機関と企業、その他団体の合計で320社に達しました。特に全体の25%にあたる80社が日系企業・金融機関であり、数では世界を断然とリードする形となりました。この結果から、多くの日系企業・金融機関は、世界の企業群の先頭を切って、2024年度または2025年度までに自然関連課題に関して開示することが考えられます。もし競合他社や業界団体の最近の動向が気になる、もしくは、自社の自然課題への対応遅れが組織内外の主要なステークホルダーから急に指摘されるのでないか、などの懸念があれば今すぐにでも関連情報を収集するなどTNFD開示への対応をスタートすべきと考えます。

とはいえ、金融機関固有の事象にも留意しておく必要があります。本ガイダンスでも述べられている通り、投融資先や保険引受先などからのデータの不足や、データの分析や集計の手法と方法論についても未だ開発途上にあることから、多くの金融機関において、現状ポートフォリオの分析に用いるデータは、投融資先や保険引受先などから直接入手するものではなく、外部情報ベンダーの集計データに頼ることが多いとの指摘があります。外部データ利用に制約をするものではありませんが、重要な生物多様性の場所や生態系の分布などに関するデータ類は、一定の推定や前提条件を基に集計されていることについては十分に認識しておく必要があります。

また単一の企業ではなく、セクターや取引別といった企業群としての開示が必要となるため一定の基準にしたがったセクター別の集約が必要となります。この際に、どのような粒度やカテゴリー別のセクターで分類するのか、そしてどのセクターを優先すべきかなど、分析アプローチを整理する必要があることも留意しておくべきです。

TNFD開示はネイチャーポジティブ達成に向けたスタートラインであり、実体経済に変化をもたらす原動力になるよう自然関連の目標を設定すべきとされています。2025年第1四半期にはSBTNにおいても金融機関向けガイダンスが公表予定となっており、これを機に金融機関による投融資先に対する、より具体的な目標設定の動きがあると考えられます。気候変動に関連するネットゼロに向けた移行計画の策定に向けた取組みが進展していますが、自然関連の目標においてもネイチャーポジティブ達成に向け、金融機関としての取組みを進めていくことが重要です。そのためには開示だけにとどまらず、ポートフォリオのうち自然への依存とインパクトの高いセクター向けへのアプローチを反映した移行計画の作成など、具体的なアクションプランの検討がTNFD開示の次のステップとして必要であることは、中長期の課題としてしっかりと認識しておくべきと考えます。

4. KPMGの支援サービス

KPMGでは、金融機関のクライアントに対して、自然資本や生物多様性に関するLEAPアプローチに基づいた依存とインパクト、リスクと機会の特定と評価や、TNFD開示推奨事項に基づく対外情報開示への対応などのご支援をしています。また、金融機関において活用できる外部データベースや方法論等の検討と知見の集積を通じて、自然資本・生物多様性サービスの高度化を日々進めています。

ご提供するサービス内容につきましては、こちらをご覧ください。

[生物多様性に関する課題対応支援 - KPMGジャパン](#)

編集・発行

KPMGサステナブルバリュースervice・ジャパン

sustainable-value@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

KPMG サステナブルバリュースervice・ジャパンは、持続可能な社会の実現に貢献し、企業の中長期的な価値向上の実現につながる施策や取組みを多面かつ包括的に支援するためにKPMG ジャパン内に組成された組織であり、あずさ監査法人、KPMG あずさサステナビリティ、KPMG コンサルティング、KPMG FAS のプロフェッショナルで構成されています。